

坂戸、鶴ヶ島水道企業団が発注する建設工事等に係る入札結果等の公表要領

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団が発注する建設工事の請負、設計・調査・測量業務の委託、物品の納入及びその他の業務委託等（以下「工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約（坂戸、鶴ヶ島水道企業団契約事務規程第36条ただし書きの場合を除く。以下「入札等」という。）において、その入札結果等を公表し、透明性、公平性及び競争性の確保を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(入札等執行前の公表内容)

第2条 入札等執行前の公表内容は、次の各号に掲げる事項とし、指名通知後に公表するものとする。ただし、一般競争入札の場合は、入札の公告をもって公表に代えるものとする。

- (1) 工事等の名称
- (2) 入札等の（予定）年月日及び場所
- (3) 入札等対象額（設計額）（随意契約の場合を除く。）

(入札等執行後の公表内容)

第3条 入札等執行後の公表内容は、次の各号に掲げる事項とし、入札結果等の報告の決裁後（随意契約にあつては、契約の相手方の決定後）、入札記録又は見積開封記録の様式により公表するものとする。

- (1) 予定価格
- (2) 最低制限価格（設定した場合。）
- (3) 入札等の経過（全入札者名又は見積者名及び入札金額又は見積金額）
- (4) 入札等の結果（落札者名又は契約の相手方名及び落札金額又は決定額）

(公表内容の変更)

第4条 企業長は、必要があると認めるときは、坂戸、鶴ヶ島水道企業団指名業者選定委員会に諮り、前2条に規定する公表内容の事項について変更することができる。

(公表の制限)

第5条 入札等が不調となった場合は、不調となった旨のみを公表し、次の各号に定めるところにより公表するものとする。

- (1) 再入札等に付する場合 再入札等執行後の入札結果等の公表時
- (2) 随意契約に移行する場合 契約の相手方の決定後（この場合、最終の見積結果も併せて公表するものとする。）

(公表方法・場所)

第6条 入札結果等の公表方法は、原則として自由閲覧方式とし、閲覧場所は入札等を執行した担当課の所属長の指定する場所とする。

2 第2条及び第3条に掲げる事項のうち、入札に付した入札結果等の公表は、その概要をインターネットにより併せて行うものとする。

(閲覧の期間)

第7条 閲覧の期間は、原則として入札等を執行した翌年度から起算して3年以内とする。ただし、当該文書の保存年限を経過したものは除くものとする。

附 則

1 この要領は、平成10年11月1日から施行する。

2 平成10年度の当該年度は、平成10年11月1日から平成11年3月31日とする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。